

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

◎加算の取得状況

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ):特別養護老人ホーム和光園

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ):せいけいかい指定通所介護事業所

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)

○労働環境・処遇の改善

- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

○その他

- ・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上